

## 天理教教祖中山みきの障害者観

松原浩一郎

### The Person with Disabilities Look of The TENRIKYO Founder of a Religion NAKAYAMA MIKI

Kouichiro MATSUBARA

#### Abstract

Tenrikyo is a religious organization in Japan. It was founded by Nakayama Miki in 1838 and celebrates its 173rd anniversary this year. Tenrikyo has organized the Association of Tenrikyo Social Welfare Institutions, joined by 133 institutions, and also provides a wide variety of welfare activities. The ideas of welfare supporting these practices reflect the teachings of Nakayama Miki. This paper focuses on Miki's views on people with disabilities as a clue to seek for her ideas of welfare through her teachings.

Miki's eldest son, Shuji, lived with a disability. Miki worked many miracles on other people, such as healing various illnesses, yet she never brought a miraculous healing to her son. Instead, she lived close together with her son to the end. Miki never left out or discriminated against disabled people. Miki's attitude towards those people became the model for her followers to live up to in the relationship with them.

**Key words :** TENRIKYO. NAKAYAMA MIKI. The person with disabilities look  
 キーワード：天理教, 中山みき, 障害者観

#### 1. はじめに

天理教は幕末期1838年(天保9)立教以来、今年で173年になる。本部は奈良県天理市、のちに教祖となる中山みき(1798-1887)により創唱され、天地創造の主である親神おやがみてんり天理王命おうのみことを守護神とする。平成20年度版の宗教年鑑<sup>1)</sup>によると、信者数約119万人、全国に約1万6千の教会および海外におおよそ300の教会を有し、国内では巨大な新興宗教

の一つといえる。

天理教は、立教以来当時の官憲や他宗教から弾圧・反対攻撃がくわえられたため、教団組織や教義の整備をはかり、とりわけ教祖没後は公認を得るための運動を積極的におこなった。その後教団組織が拡張し、本来の布教活動とは別に、文化・福祉・災害救援など多岐にわたる諸活動がおこなわれ、それを支える教団組織が整備された。こうし

て天理教本部に福祉課が設置され、ここが所管する団体として天理教社会福祉施設連盟が組織された。これに加盟している施設数は、平成21年12月現在133ヶ所におよんでいる（ただしこれには幼稚園が9施設含まれている）このほかに天理教社会福祉研究会なども結成されている。くわえて、当事者組織として、天理教教誨師連盟、天理教民生委員連盟、天理教保護司連盟、天理教里親連盟などもある。天理教社会福祉施設連盟に加盟するもっとも古い施設は1910年（明治43）年創立の児童養護施設天理養徳院で、今年で創設100年を迎えた。これは天理教本部直営の施設であるため、教団としての福祉活動も100年になり、これを祝う記念イベントも開催された。この連盟に加入している施設は、乳児院・重症心身障害児施設など全国的にも比較的数の少ないものから、高齢者施設や障害者自立支援法に基づく事業まで多岐にわたっている。ただしこれらすべての施設（事業）は、教祖の指示によってつくられたものは一つもない。教祖没後各地にある教会あるいは信者が発起して設立したのである。このため、教祖による直接的な福祉思想が明らかにされたことはない。教祖没後に創設された多くの福祉施設は、教祖の教えを具現化した結果として創設・運営されてきたのである。いいかえると、設置主体としてあるいは実践主体として教会長や信者個々が、自らの活動のよりどころとして教えの中に福祉思想を見だし、自らの実践を正当化<sup>2)</sup>してきたのである。

そこで本論は、これら多くの福祉事業あるいは福祉活動を支える教祖の福祉思想を明らかにすることを目的とする。ただし今回は、教祖の福祉思想をさぐる端緒として、教祖の長男で身体障害者であった秀司しゅうじとの関わりに焦点をあて、両者の関係を軸に、教祖の身体障害者観を探ることとする。

## 2. 三原典とひながた

教祖は自らの教えを「おふでさき」「みかぐらうた」「おさしづ」で明らかにしている。これらは、教えの源となる教典であるので三原典と言われて、それぞれ本部から刊行されており、信仰のテキストとして広く信者に読まれている。（「おふでさき」はみき直筆である。「みかぐらうた」はみきが歌詞を作り、曲をつけて側近者に説いたものだが、みきが書き残した物は現存していない。また「おさしづ」はみきの口を通して語られた神言を、側近者が口述筆記したものである。）

三原典にくわえて、教祖の生涯（歩み）が『稿本天理教教祖伝』および『稿本天理教教祖伝逸話篇』によって明らかにされている。天理教の信仰者にとって、中山みきが教祖となった天啓（1838年）から死去（1887年）するまでの50年間は意味するところはきわめて大きい。教団はこれを「ひながた」あるいは「ひながたの道」と称して、教祖の足跡を慕いそれを模倣することが信仰実践そのものであると位置づけている。つまり教祖は、天理王命の代弁者であるとともに、その教えの実践者という立場も併せ持つのである。このため、信者は自らの生活倫理・生活規範を「ひながた」に照らして形づくることになる。したがって、社会福祉施設の創設・運営あるいは福祉活動に対しても、教祖の価値規範が大きく影響をおよぼすことは言うまでもない。ただし先にも述べたように、教祖自らが福祉思想を明らかにしたわけではない。そのため、福祉実践者である信者は、三原典やあるいは教祖の50年間の実践の中に福祉思想を見いだすことになる。この「ひながた」の中で、教祖の福祉思想を探る手がかりになるのが、障害者である長男秀司の存在である。教祖が障害を持つ長男秀司に対してどのように接したのか、あるいは秀司の障害そのものをどのように捉えていたのかということは、信者が障害者と接するときの模範となり、障害者観を形成する基礎にもなりうるので

ある。そこで本稿は、教祖直筆の「おふできき」と「ひながた」を中心に論を進めることとする。

### 3. 教祖と長男秀司の障害

#### I. 障害の原因

中山秀司は1821年、のちの教祖となる中山みきと善兵衛<sup>ぜんべえ</sup>の長男として豪農の家に生まれる。中山家は代々庄屋をつとめ、名字帯刀を許された名家の家柄であり、秀司はその嗣子として成長するのである。ところが17歳の頃から足痛に悩まされる。今でいう神経痛かリュウマチの症状だったという。秀司の足痛の平癒を願って加持祈祷が催され、この加持祈祷の最中にみきに天理王命が憑依して、その口を通して教えを説くことになるのである。このように、立教のきっかけとなる人物が秀司であり、神は自らの出現のために足痛をあえて課したのだという。

「おふできき」にはこの事情が、以下のように記されている。<sup>3)</sup>

みのうちにとこにふそくの無いものに

月日いがめてくるふかけたで 十二号118

ねんけんハ三十九ねんもいせんにて

しんばいくろふなやみかけたで 十二号119

(大意：秀司の身体は本来どこにも不自由がないものであるのに、月日＝天理王命が痛めて苦勞かけてしまった。39年以前に秀司に心配苦勞をかけてしまった)

その後秀司は、幾度となく足痛に悩まされ、やがて平癒することなく跛行の後遺症がのこり身体障害者となるのである。

39年以前は、この「おふできき第十二号」が執筆された1876年からかぞえて、立教の年である1838年あるいは前年の1837年となる(満と数えによる違い)つまり秀司は、天理王命がこの世に現れる(実際には中山みきに憑依する)きっかけのために障害を負ったことになる。秀司はこの理不尽さを39年も後に知らされるのである(ただし、このおふできき第十二号執筆の以前に、直接教祖の口からこの事実を

知らされたかどうかという史実は残っていない)このように、秀司の場合だけではなく、一般の信者においても、病気あるいは悩みは、しばしば信仰への誘い(きっかけ)のためであるという解釈がなされることがある。

#### II. 立教後の教祖と秀司の関係

みきは教祖として天理王命の代弁者となって以来、それまでの良妻賢母の典型としての姿から一転して、家庭を顧みることが少なくなり、最初の3年間はおっぱら内蔵にこもる日々が続く。しかも、一貫して中山家の家柄や格式を捨て去ることに執着する。このため中山家の財産を次々に施し、1840年代(弘化・嘉永年間)は極貧の状況にまで没落していったのである。秀司はこの赤貧の期間も、度々足の痛みを感じ後遺症に悩まされつつ、母親である教祖と生活を共にしている。しかも、芝の行商を紋付きを着ておこなったと言う。教祖と被差別民との研究を続ける池田によると、芝の行商は被差別部落の生業であり、紋付きを着ることが出来る家柄である村の名望家の当主がやる仕事ではなかったはずだという。しかも、仕事内容と紋付きという服装はいかにも不自然で、これは教祖の言い付けだったという。教祖はこうして被差別民の視線までおりて行き、それに秀司も同行したのだという<sup>4)</sup>また、障害者故かあるいは没落して行く中山家へ嫁ぐことをはばかったのか、49歳の時まで正妻がなかった(内縁の妻はいたが、教祖はこれを許さなかった)しかも、亡くなる前年1880年たび重なる拘留の最後として丹波市分署へ留置されている。許可されていない信仰を扇動した罪である。

このように秀司の人生は苦勞の連続であったが、決して母親である教祖のもとを離れる(あるいは見捨てる)ことはしなかった。このことについて池田は、安丸による大本教研究による史実と比較検討をくわえている。教祖出口なおの子ども三人は、母親

を見捨てることで自分のアイデンティティを維持した。しかし、秀司は終始母親を見捨てなかった。その理由は、足痛にあった。つまり自らの足痛の平癒を願って加持祈祷がおこなわれた最中に母親の身に異変が起こり、憑依して神のやしろ（神の代弁者）としての役割を担うことになったことに、秀司は強い責任を感じたためではなかろうかと論じている。また、母親が神がかりにあった同じ年、秀司の足が激しく痛み出し、教祖になったみきは、秀司の足に息をかけて紙を貼ったところ十日程で平癒したと言う。つまり秀司は早い時期から母親のただならぬ力（霊力）を身をもって感じとり、母親を教祖と認識し理解した結果、教祖のもとを離れなかったのではなかろうかとも述べている。<sup>5)</sup> さらに言うなら、母親の霊力に頼り、足痛を癒してもらいたい、完治してもらいたい、と言う思いが、母親の元を離れない要因にもなったとも考えられる。秀司は、母親が比較的容易に足痛を治してくれると信じていたのかもしれない。

こうして秀司は、終始教祖である母との一体化をはかるのであった。当初施しにより没落の道を歩んでいた教祖と中山家の人々に、やがて新たな転機がおとづれる。1860年代より、教祖の霊力が安産の救済に発揮され、その後あらゆる病気にも広く発揮されるようになり、救いを求めて教祖のもとへ人々が参集するようになる。すると官憲や神官・僧侶からの弾圧や干渉が始まり、秀司の人生の後半は、教祖を守るという新たな苦勞が生じたのである。こうして教祖は、おおよそ15回程監獄に拘置されている。秀司もまた同様の憂き目に遭う。しかしこのような事態を恐れることなく、教祖は一貫して教えの根幹である「つとめ」の完成を指示するのである。「つとめ」とは、三原典の一つである「みかぐらうた」に太鼓や拍子木あるいは琴や三味線などを持ちて節を付けて歌い、その歌にあわせて踊りを舞うもので、非常に賑やかな祭儀である。このためこれをお

こなうと、たとえ家屋敷の中であろうとすぐ外に音が漏れ、信仰を禁止する（未公認教団であったため）官憲の取り調べの原因となり、弾圧を招くのであった。そこで秀司は、あらゆる手段をもちいて、信仰あるいは教団が公認されることを模索し続けるのである。時には、仏教系組織の傘下に入るなどの方法をとったが、これは教祖が許す方策ではなく、教祖からしばしば叱責された。それでも秀司は食い下がって公認の道を模索し続けたのであった。教祖は、秀司や側近の信者たちに対して堂々と「つとめ」をすることを指示するのだが、秀司らは弾圧や干渉から高齢の教祖を守らなければならないと言う葛藤に悩むことになる。こうして1881年中山秀司は61才で母親である教祖よりも先にこの世を去るのである。

#### 4. 秀司の障害の意味

##### I. 元一日としての障害

ここで再度秀司の障害の意味を問い直してみる。

天理教には「元一日（もといちにち）」という言葉がある。たとえば、人はそれぞれ信仰を始めたきっかけがある。通常悩みや苦しみから信仰に導かれ、感激しあるいは感謝し、たすけられてゆくのである。この信仰をはじめめるきっかけになった日や原因そのものを、元一日という言葉で表すのである。そして、元一日は信仰者個々の状況ばかりにあてはまるのではなく、天理教そのものがはじまった立教の元一日をも指すのである。言い換えるとそれは1838年10月26日のことである。先にも述べたように、秀司の足痛はこの元一日に関係している。つまり秀司の障害は、立教の契機として、天理王命によるある種必然の出来事の結果であったともいえる。

先述のとおり、教祖は足痛の治療を霊力によりおこない、そのことで教祖としての力を秀司に示したものの、それが完治するまでには至らなかったのである。この意味はどこにあるのか。これを探る別の事例として『稿本天理教教祖伝逸話篇』には次のよ

うな話が残っている。

本当のたすかり<sup>6)</sup>

大和国倉橋村の山本与平妻いさ（当時四十歳）は、明治十五年、ふしぎなたすけを頂いて、足腰がブキブキと音を立てて立ち上がり、年来の足の悩みをすっきりご守護頂いた。

が、そのあと手が少しふるえて、なかなかよくなる。少しのことであったが、当人はこれを苦しめていた。それで、明治十七年夏、おちばへ帰り教祖にお目にかかって、そのふるえる手を出して、「お息をかけて頂きとうございます。」と、願った。すると、教祖は、「息をかけるは、いと易い事やが、あんたは、足を救けて頂いたのやから、手の少しふるえるぐらひは、何も差し支えはしない。すっきり救けてもらうよりは、少しぐらひ残っている方が、前生のいんねんもよく悟れるし、いつまでも忘れなくて、それが本当のたすかりやで。人、皆、すっきり救かる事ばかり願うが、真実救かる理が大事やで。」以下省略（おちばとは、天理教本部神殿の中心地を指し、そこが人類創造のものと地点であるという。つまり人類のふるさとである。そのため、本部に行くことはふるさとに帰ることになるため「おちばへ帰り」と表現する）

ここには、信仰の元一日を忘れないようにあえて完治させないと言う教祖の救済観が現れている。このことから推測すると、秀司の足痛が完治しない理由は、秀司や身内および側近の信者達に、立教の元一日を忘れさせないためである、とも言える。

たしかに立教当初、教祖の常識を逸脱した言動に対して、近所の人々は狐憑きではないかと噂し、家族の者も理解に苦しみ、立教の元一日は忘れたいほどの忌まわしい出来事であった。そのため立教を忘れないために秀司の足がしばしば痛んだとも言える。しかし教祖がその霊力を発揮して信者ができはじめる1860年代（文久から明治初期）には、天理王

命こそ人間創造の神であり、みきこそその体現者であると信じる者が多数できはじめると、秀司の足痛や後遺症が備忘のしるしとして持つ意味がなくなりつつあった。つまり、立教の元一日は信者にとって重要な出来事として認識されるようになり、忘れるはずがない状況になったのである。そこで次に教祖は、秀司の足の痛みや後遺症をたすけるための方法を明示するのである。それは「つとめ」である。

## II. 障害完治の方法および予定

### A. 悪事を取り除く方法

「おふでさき第一号」において秀司の足痛は、神の残念であり、立腹であり、病ではないと記され、その完治の条件は悪事をすっきり解決することであると述べられている。

これまでの ざんねんなるハなにの事

あしのちんばが 一のさんねん 一号31

このあしハ やまいとゆうているけれど

やまいでハない 神のりいふく 一号32

りいふくも なにゆへなるどゆうならハ

あくじがのかん ゆへの事なり 一号34

このあくじ すきやかのかけた事ならバ

あしのちんばも すきやかとなる 一号37

（大意：これまでの残念は、足痛である。これは病ではなく、神の立腹である。この立腹は悪事が除けないためである。悪事さえすっきり解決したら足もすっきりとなる）

「あくじ」というのは、当時秀司の内妻であったおちゑのことを指しているという。

この「おふでさき第一号」が書かれたのは1869年であり、この神言どおり同年おちゑは中山家を去ることになる。この年秀司は49歳で、教祖の言いつけにより小東まつゑ（当時19歳）を正妻として迎えることになる。

ところが、悪事をすっきりのかたにもかかわらず、秀司の後遺症が完治することはなかった。この事情を池田は「秀司は教祖の言明に従って内妻と離

別している。いま、これをどう解釈すべきかについて納得のゆく答えを持っていないが、ただ秀司の苦悩がどれほど深いものであったかは容易に想像できる。』<sup>7)</sup>と述べている。つまり、内妻は中山家を去ったものの、そのことを秀司自身は納得してもしないし、当然喜んでもしないのであり、むしろ教祖の厳しい要求に不信感を持ち、それでも従う自らに対して自己嫌悪に陥ったのではなかろうか。しかもこの翌年内妻との間に出来た愛娘お秀が夭折する。したがってこれらの事実から推測すると、教祖は悪事をのけて、後に正妻を迎えるつもりでいたが、秀司にはそれが納得できずにいたため、つまり秀司の心の成長（信仰的深まり）が至らなかったために、予定通りの足の完治にいたらなかったとも解釈できよう。先の元一日の事例のとおり、信仰的に解釈すると秀司にとっては完治しないことがむしろよいことであった。少なくとも親神天理王命はそのようにみなしたため、予定通りの完治には至らなかったといえる。天理教においては、肉体的なたすかりと共に心のたすかりが重要視される。その意味で、悪事を除けること自体には成功しても、秀司の心のたすかりには至っていなかったと教祖もみなしたのであろう。

そこで教祖は、次に「つとめ」によって完治する方法を教えるのである。

## B. 「つとめ」による方法

教祖の教えた「つとめ」は12種類があり、その中に「ちんばのつとめ」がある。

秀司が亡くなる前年1880年執筆の「おふでさき第十五号」には、足痛や後遺症は神意の現れで、もと通りにしてやると言う神言が記されている。

いま、てハ 四十三ねんいせんから  
あしをなやめた これがしんはい 十五号23  
このたびハ なんでもかでもこれをはな  
もとのとふりに してかやすでな 十五号24

このはなし なにを月日がゆうたとて  
どんな事ても そむきなきよふ 十五号26  
このもとわ 四十三ねんいせんから  
ゑらいためしが かけてあるぞや 十五号41  
このはなし 四十三ねんいせんから  
ゑらいためしが これがいちよ 十五号50

(大意：このたびは、秀司の足痛をもとの通りにしてやる。そのためには、月日＝天理王命が言うこと＝教祖の言うこと、に背かないようにしなければならない。秀司が神言に背かないならば足痛も完治する事を、事例としてあらわすために、ためしとして足痛をあえて課したのである)

このように足の完治は、月日＝天理王命＝教祖の言うことに背かないことが条件として提示されている。ここでいう教祖の言うこととは「つとめ」をすることである。教祖は「つとめ」をすることで世界の改革をはかり、この世を陽気な世界に立て替えようと計画したのである。しかし、秀司にとって「つとめ」は、教祖や自分あるいは側近の信者の拘引に直結する重大な問題なのである。

一方教祖は12種類の「つとめ」をすることの先駆けとして「ちんばのつとめ」をおこない、鮮やかに秀司の後遺症を完治させるつもりであった。この「ちんばのつとめ」により秀司の後遺症がすっかり完治することを通して「つとめ」の偉大さや霊力を誇示し、他に教えた安産のつとめや豊作のつとめの実施を促そうとしたのである。「ちんばのつとめ」は、天理王命の霊力をあらわすモデルの位置づけでもあった。

この「ちんばのつとめ」の実施については以下のような史実が伝えられている。

或る日教祖様がちんばのつとめを教えて下さった。そうすると、秀司先生の留守の間に先生方がよって、どうしても秀司先生の足を癒してもらおうと、おつとめをしておられたのであります。ところが外出先から帰ってこられた秀司先生は、そ

れを見るや否や、お前たち何をしているのだ、そんなことをしてくれるから、又教祖様に警察の御苦勞をかける事がわからんのかと言うて止めておられる。おつとめをしておられる人としては、秀司先生の足を癒してもらうためにやっているのです。思わずかっとなってその事をいゝますと、先生ははげしく、俺の足みたいなものはほっておいてくれ、俺の足みたいなもの癒らんでもいゝのだ、と言われたのであります。<sup>8)</sup>

この史実に対して島藪は「秀司の悲しみが描かれているとともに、母であり教祖であるみきの、それにまさるとも劣らぬ深い思いもよみとることができよう」<sup>9)</sup>と述べている。

障害の完治は神の言うことに背かないことが条件であったが、母親であるみきにふりかかる圧迫や干渉に心痛した秀司は、教祖の言いつけを守らず、もっぱら教団の公認運動へと進むのである。しかしこれを教祖は断固として許さず、最終的には神意に背く行為は、秀司の後遺症を完治するどころか、命取りになったのである。

### Ⅲ. たすかることとは

このように、秀司の障害の完治はなかった。しかし秀司は障害の完治よりも母親である教祖の身の上を案じて、障害者として生きる道を選んだとも言える。少なくとも晩年はそうである。一方みきは最後まで秀司の障害の完治を願いつつ、決してあきらめず、親心をそそぎ、たすかる道を教えるのである。そしてその道を歩まない秀司を見捨てることなく、最後までたすかる道を示したのである。

ただし、このたすかる道というのは、単に肉体的な救済のみを言うのではないことは明らかである。いやそれよりもむしろ、心つまり精神的救済が強調されている。そして時としては優先するのである。この「ひながた」をみると、ノーマライゼーションの社会がいかなるものであるかということへも示

唆を与える。障害を負っている人も、そうでない人も天理王命から見るとすべて子どもであり、子ども同士である人類は、親を同じくする兄弟姉妹ということになる。これが天理教の人間観の基本である。障害の克服は、一方が一方を排除したり差別するのではなく、お互いのたすかりを目指すことが基本となる。障害者自身が、障害をそのまま負って生き続けることにより、またそれらの人々と同じ社会に生きる者一人ひとりが、障害者との関わりの中かで、お互いに心の成長および心のたすかりを達成することこそが第一義に重要なことである。そうすると、障害の克服に障害の完治が必要条件にならないこともあり得る（この論は、障害の完治を否定することではない）。教祖と秀司の障害をめぐる「ひながた」は、このことを示しているのではなからうか。

### 5. 陽気ぐらし世界の実現と障害観

最後に結びにかえて、天理教が目指す世界観から障害者観を述べてみたい。

天理教教典には「この世元初りは、どろ海であった。月日親神は、この混沌たる様を味気なく思召し、人間を造り、その陽気ぐらしをするのを見て、ともに楽しもうと思いつかれた。」<sup>10)</sup>と記されている。この陽気ぐらしの世界は「つとめ」によって達成されるのである。具体的にどのような世界かという、「やまず、しなず、弱らない、年を寄るめはない」世界だと言う。

とのよふな むつかしくなるやまいでも  
つとめ一ぢよて みなたすかるで 十号20  
このたすけ どふゆう事をもうかな  
やなすしなすに よはりなきよに 十七号53  
その、ちハ やまずしなすによはらすに  
心したいに いつまでもいよ 四号37  
またさきハ ねんけんたちた事ならば  
としをよるめハ さらにないぞや 四号38  
このように「つとめ」がしっかりとつとめられて、

陽気ぐらしの世界が達成されると、障害もなく、障害者もいなくなることになる。あるいは、また、たとえ肉体的・知的・精神的障害があっても、そのことが生きることに支障を与えない世界になるのかもしれない。

しかし、現実の世界は陽気ぐらし世界とはかけ離れたものとなっている。これについて金子は「本質的陽気ぐらし」と「実存的陽気ぐらし」に分けて説明をしている。つまり「我々が現に・ここで形成する陽気ぐらしの世界は、決して『病まず死なず弱りなきよう』な本質的陽気ぐらし世界ではありえない。」と述べ、「本質的陽気ぐらしこそ身心ともにたすかる『自由自在』の世界であるが、そのため

には人間のたましいの完全なる浄化が前提とされる。」<sup>11)</sup>と述べている。現実の社会は、人間実存の苦闘の場であって、なおかつ遂行される陽気ぐらしとして「実存的陽気ぐらし」がある。ここにおいて障害が消滅することはありえない。そこで障害者との共生をいかにはかるのかということが本質的に重要になる。教祖と秀司のひながたでも述べたように、相手のことを思いやりつつ、時には緊張関係を保ちつつ、しかし心の深いところでは認め合い信頼しながら共生を目指すこと、決して障害を消滅させることにのみに目を奪われるのでないあり方こそ、天理教教祖中山みきが示した障害者観であると言えよう。

- 
- 1) 文化庁(2009)宗教年鑑, 初版, ぎょうせい, 東京: 82-83
  - 2) 何に対して正当化する必要があったのかと言うと、それは教団内にある反対勢力に対してである。天理教団は非常に中央集権が強い教団である。そのため教会本部の方針は絶対でありその中心人物である真柱<sup>しんぼしら</sup>の意向は至上命令のように捉えられる傾向にある。そのため、本部のおこなう諸活動は、そのまま地域の教区活動や教会活動に反映される。つまり、教祖のひながたと同様、本部の意向や活動が地域の教会や信者にとって模範となる。しかしこと福祉事業については、最初に本部が天理養徳院を開設したにもかかわらず、地方の教会において同様の活動をするには、否定的な見方をする場合が多々あり、それは現在でも同様の傾向がある。そのため、福祉活動をする者にとって、自らの活動がいかに教えに基づいて正当なものなのかということを明らかにすることが必要なのである。なお、本論においては法に基づく公的な福祉活動を「福祉事業」とし、その他多くの法に基づかない福祉的な諸活動を「福祉活動」とする。
  - 3) 「おふでさき」は教祖直筆で、和歌体で記述され全部で17冊あり、表紙には号数が記されている。また、後に教会本部から公刊された「おふでさき」では、便宜上各号毎に最初のうたを1番として順番に番号がふられている。したがって何号何番として分類される。本論において「おふでさき」の引用はこの分類に従い、歌の最後に番号を記している。
  - 4) 池田士郎(2007)中山みきの足跡と群像, 初版, 明石書店, 東京: 77-78
  - 5) 池田(2007)前掲書, 82-83
  - 6) 天理教教会本部(1976)稿本天理教教祖伝逸話篇, 初版, 天理教道友社, 奈良県: 245-246
  - 7) 池田(2007)前掲書, 80
  - 8) 橋本武(1976)ひながたの蔭に, 再販, 天理教道友社, 奈良県: 202
  - 9) 島蘭進(1998)中山みきと差別・解放, 池田士郎・島蘭進・関一敏, 中山みき・その生涯と思想, 初版, 明石書店, 東京: 124
  - 10) 天理教教会本部(1988)天理教教典, 第67版, 天理教道友社, 奈良県: 25
  - 11) 金子昭(1999)天理人間学総説, 初版, 白馬社, 京都: 87